

ソーシャルワーク・プラクティスの社会正義と人権

—ルンディと全米ソーシャルワーク学校協議会に見る—

北島 英治

目 次

資料1	社会正義と人権に関するソーシャルワーク・プラクティスの主な文献	(2頁)
資料2	ソーシャルワーカー倫理綱領の専門価値の四カ国比較	(3頁)
資料3	我が国のソーシャルワーカーの倫理綱領(2005年)(抜粋)	(4頁)
資料4	全米ソーシャルワーカー協会倫理綱領(抜粋)	(5頁)
資料5	“チャイルド・アブユース”への価値によるソーシャルワーク・プラクティスの違い	(7頁)
資料6	ルンディ著『ソーシャルワーク、社会正義、人権：プラクティスへのストラクチュラル・アプローチ』(トロント大学出版、2011年(第2版))	(8頁)
資料7	ストラクチュラル・ソーシャルワーク・プラクティス理論	(10頁)
資料8	社会正義のためのソーシャルワーク・プラクティス学生ガイドブック：全米ソーシャルワーク学校協議会発刊	(24頁)

(今回の「ソーシャルワーク研究会公開ZOOMミーティング資料」として、『ソーシャルワーク・プラクティス』の原稿と関連資料をもとに作成したものです。)

資料1 社会正義と人権に関するソーシャルワーク・プラクティスの主な文献

社会正義 (Social Justice) と人権 (Human Rights)

- Colleen Lundy (2nd Edition) (2011). *Social Work, Social Justice & Human Rights: A Structural Approach to Practice*. University of Toronto Press.

社会正義 (Social Justice)

- Coleen Lundy (2004). *Social Work and Social Justice: A Structural Approach to Practice*. Broadview Press.
- Betty Garcia and Dorothy Van Soest (2006). *Social Work Practice for Social Justice: Cultural Competence in Action*. Council on Social Work Education, Inc.
- Karen M. Sowers and William S. Rowe (2007). *Social Work Practice & Social Justice: From Local to Global Perspective*. Brooks/Cole Learning.
- Michael Reisch and Charles D. Garvin (2016). *Social Work and Social Justice: Concepts, Challenges, and Strategies*.
- Janet L. Finn (2016). *Just Practice: A Social Justice Approach to Social Work*. Oxford University Press.

人権 (Human Rights)

- Jim Ife (2001). *Human Rights and Social Work: Towards Rights-Based Practice*. Cambridge University Press.
 - Elisabeth Reichert (2003). *Social Work and Human Rights: A Foundation for Policy and Practice*.
-

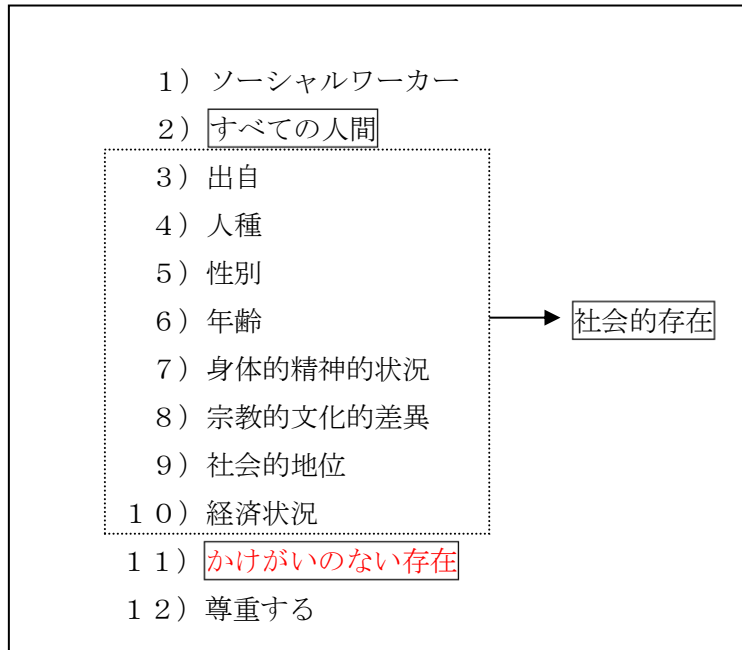
資料2 ソーシャルワーカー倫理綱領の専門価値の4カ国比較

4カ国のソーシャルワーカー倫理綱領における価値の比較

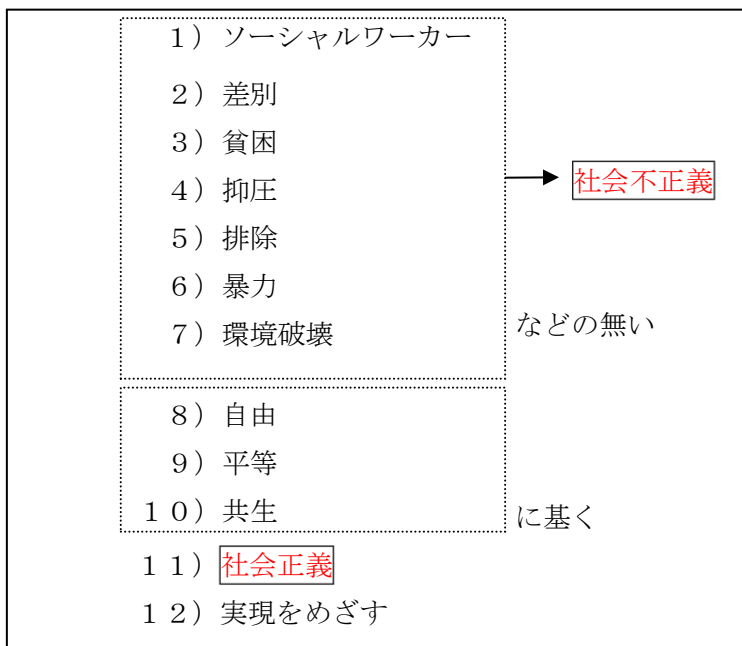
アメリカ	イギリス・オーストラリア	日本
Service	Service to Humanity	貢献
Social Justice	Social Justice	社会正義
Dignity and Worth of the Person	Human Dignity	人間の尊厳
Importance of Human Relationships	--	--
Integrity	Integrity	誠実
Competence	Competence	専門的力量

資料3 我が国のソーシャルワーカーの倫理綱領（2005年）（抜粋）

人間の尊厳 (Human Dignity)] ソーシャルワーカーは、すべての人間を、出自、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的差異、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがいのない存在として尊重する。



社会正義 (Social Justice)] ソーシャルワーカーは、差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基く社会正義の実現をめざす。



資料4 全米ソーシャルワーカー協会倫理綱領（抜粋）

Value: Service

価値：貢献

Ethical Principles: *Social worker's primary goal is to help people in need and to address social problems.*

倫理原則：ソーシャルワーカーの基本的目標は、ニードをかかえ、社会的問題に対処しようとしている人びとを援助することである。

- Social workers elevate service to others above self-interest.
ソーシャルワーカーは、個人的利益を超えて他の人びとへのサービスを優先する。
- Social workers use their knowledge, values, and skills to help people in need and to address social problems.
ソーシャルワーカーは、ニードをかかえている人びとを援助するために、自らの知識、価値、技術を活用する。
- Social workers are encouraged to volunteer some portion of their professional skills with no expectation of significant financial return (pro bono service).
ソーシャルワーカーは、幾らかの報酬を期待することなく、ある程度の自らの専門技術を提供することが望まれる。

Value: Social Justice

価値：社会正義

Ethical Principles: *Social workers challenge social injustice.*

倫理原則：ソーシャルワーカーは、**社会不正義**に立ち向かう。

- Social workers pursue social change, particularly with and on behalf of vulnerable and oppressed individuals and groups of people.
ソーシャルワーカーは、脆弱で、抑圧されている人びとである、その個人、あるいはその集団のために、社会変革に努める。
- Social workers' social change efforts are focused primarily on issues of poverty, unemployment, discrimination, and other forms of social injustice.
ソーシャルワーカーの社会変革への努力は、貧困、失業、差別、そして他の**社会不正義**に関して、優先的に焦点化される。
- These activities seek to promote sensitivity to and knowledge about oppression and cultural and ethnic diversity.
これらの活動は、抑圧と、文化的、民族（人種）的多様性についての感受性と知識をひろめていくことである。
- Social workers strive to ensure access to needed information, services, and

resources; equality of opportunity; and meaningful participation in decision making for all people.

ソーシャルワーカーは、必要な情報、サービス、そして社会資源が利用できることを確かなものにするよう努力する。

Value: *Dignity and Worth of the Person*

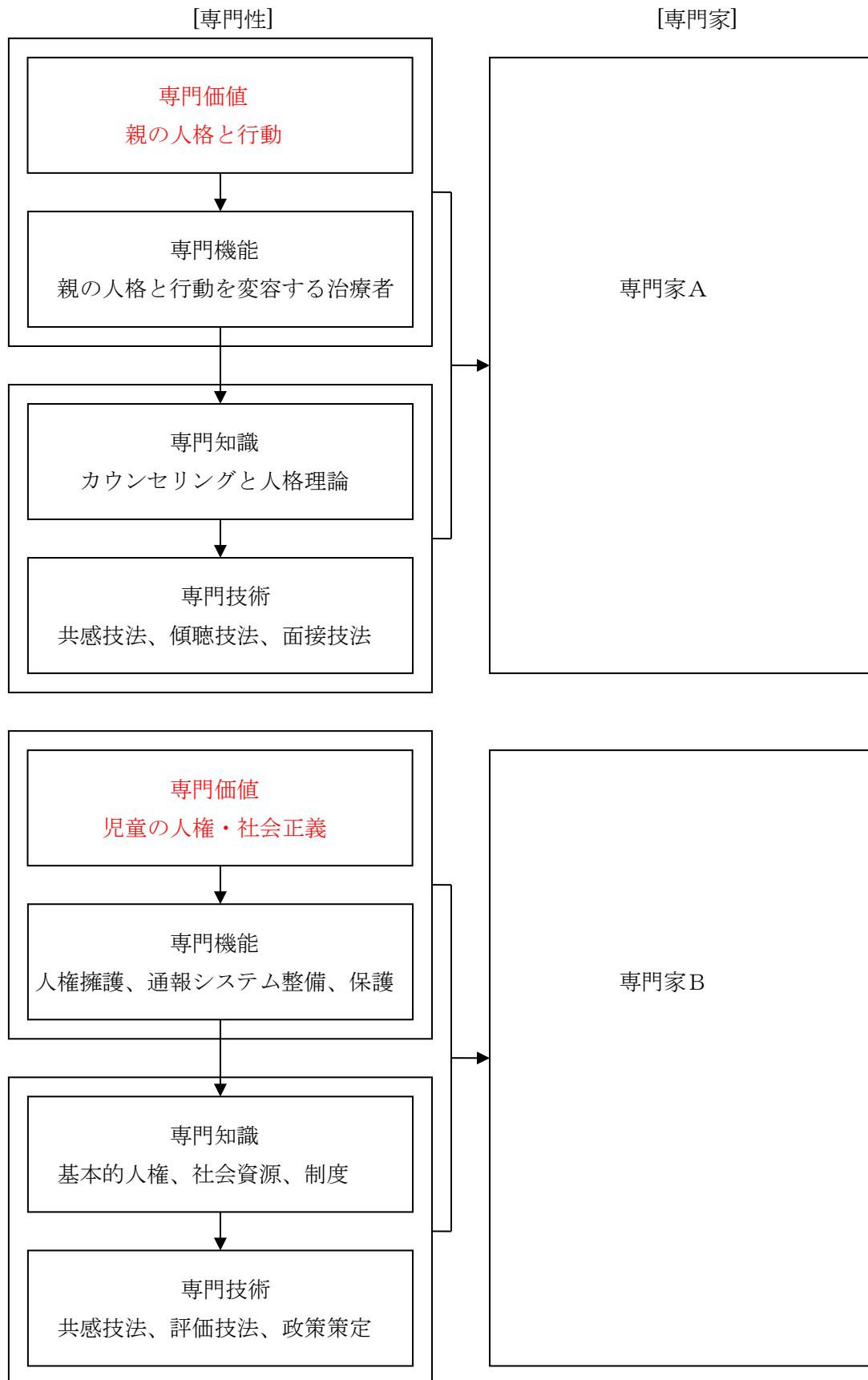
価値：人の尊厳と価値

Ethical Principles: *Social workers respect the inherent dignity and worth of the person.*

倫理原則：ソーシャルワーカーは、人の生まれ持っている尊厳と価値を尊重する。

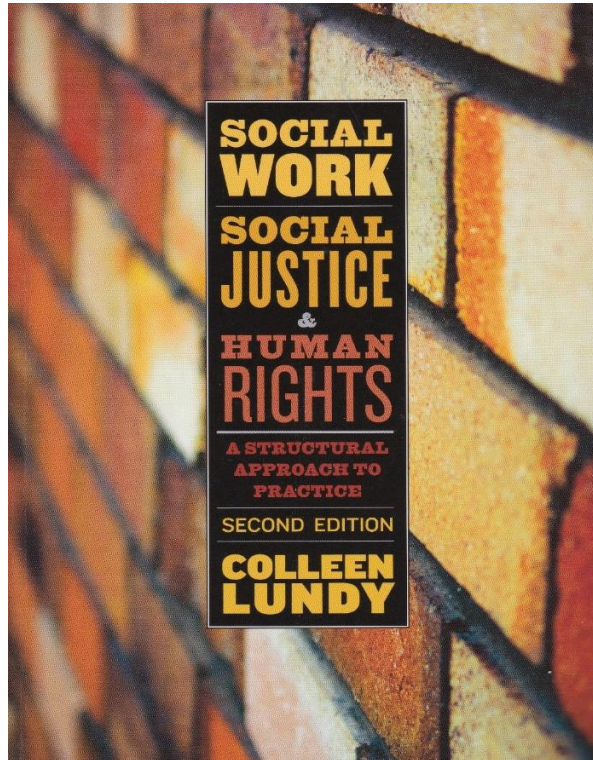
- Social workers treat each person in a caring and respectful fashion, mindful of individual differences and cultural and ethnic diversity.
ソーシャルワーカーは、思いやりと尊敬する態度をもって、個人の違いと文化的、そして民族的（人種的）多様性を心に留めて、ひとりひとりにかかわる。
 - Social workers promote clients' socially responsible self-determination.
ソーシャルワーカーは、クライアントの社会的責任ある自己決定を促進する。
 - Social workers seek to enhance clients' capacity and opportunity to change and to address their own needs.
ソーシャルワーカーは、クライアント自らのニーズを求め、そして、クライアントが変化していく能力と機会が高められるように努める。
 - Social workers are cognizant of their dual responsibility to clients and to the broader society.
ソーシャルワーカーは、クライアントに対することと、広く社会に対する二重の責任を認識している。
 - They seek to resolve conflicts between clients' interests and the broader society's interests in a socially responsible manner consistent with values, ethical principles, and ethical standards of the profession.
ソーシャルワーカーは、ソーシャルワーク専門職の価値、倫理原則、倫理基準を遵守した社会的責任ある態度をもって、クライアントの利益と広く社会の利益の間の対立を解消していくことを追究する。
-

資料5 “チャイルド・アブユース” への価値によるソーシャルワーク・プラクティスの違い



資料6 ルンディ著『ソーシャルワーク、社会正義、人権：プラクティスへのストラクチュラル・アプローチ』（トロント大学出版、2011年（第2版））

Colleen Lundy (2nd Edition) (2011). *Social Work, Social Justice & Human Rights: A Structural Approach to Practice*. University of Toronto Press.



目次

Contents

第1部：ストラクチュラル、セオレティカル・フレームワーク

Part One: Structural & Theoretical Framework

第1章： ソーシャルワーク、ソーシャル・ウエルフェア、グローバル経済

Chapter 1. Social Work, Social Welfare, and the Global Economy

第2章： 社会正義、人権、平和の追求

Chapter 2. Pursuing Social Justice, Human Rights, and Peace

第3章： ソーシャルワークの歴史的発展

Chapter 3. Historical Development in Social Work

第4章： ストラクチュラル・ソーシャルワーク：理論とプラクティス原則

Chapter 4. Structural Social Work: Theory, Ideology, and Practice Principles

第5章： 不平等と文化的多様性の重要性

Chapter 5. The Importance of Inequality and Cultural Diversity

第6章： ソーシャルワーク・プラクティスの法と倫理

Chapter 6. Legal and Ethical Social Work Practice

第2部：ストラクチャル・コンテキストによるプラクティス

Part Two: Practice Within A Structural Context

第7章： ヘルピング・プロセス：アセスメントとインターベンション

Chapter 7. The Helping Process: Assessment and Intervention

第8章： エンパワーメントとチェンジの促進

Chapter 8. Facilitating Empowerment and Change

第9章： 移民と難民のセツルメント：文化的配慮あるプラクティス

Chapter 9. Immigrant and Refugee Settlement: Culturally Sensitive Practice

第10章：メンタル・ヘルスにおけるソーシャルワーク・プラクティス

Chapter 10. Social Work Practice in Mental Health

第11章：ファミリーとカップルへの支援

Chapter 11. Supporting Families and Couples

第12章：コミュニティ・ベースド・ソーシャルワーク・プラクティス

Chapter 12. Community-Based Social Work Practice

第14章：専門分野、専門職団体、ユニオン・メンバーシップ

Chapter 14. The Workplace, Professional Associations, and Union Membership

アペンディックスA：世界人権宣言

Appendix A: The Universal Declaration of Human Rights

アペンディックスB：カナダ・ソーシャルワーカー協会、倫理綱領

Appendix B: Canadian Association of Social Workers, Code of Ethics

アペンディックスC：カナダ・ソーシャルワーカー協会、倫理原則ガイドライン

Appendix C: Canadian Association of Social Workers, Guidelines for Ethical Practice

アペンディックスD：あなたの家族についての省察（せいさつ）（リフレクティング）

Appendix D: Reflecting on Your Family

資料7 ストラクチャラル・ソーシャルワーク・プラクティス理論

ストラクチャラル（構造的）・ソーシャルワークに関して、ルンディ（Lundy）の『ソーシャルワークと社会正義：プラクティスへの構造的アプローチ（*Social Work and Social Justice: A Structural Approach to Practice*）』（2004年）と『ソーシャルワークと社会正義と人権：プラクティスへの構造的アプローチ（*Social Work a, Social Justice, & Human Rights: A Structural Approach to Practice*）』（2001年）がある。ムラリー（Mullaly）は、『新構造的ソーシャルワーク（*The New Structural Social Work*）』（2007年）を出版している。ここでは、ルンディの初版の『ソーシャルワークと社会正義：プラクティスへの構造的アプローチ（*Social Work and Social Justice: A Structural Approach to Practice*）』（2004年）をとりあげ、ストラクチャラル（構造的）・ソーシャルワーク・プラクティス理論：(Structural Social Work) とはどのようなものであるかを検討する。

1. ストラクチャラル（構造的）・ソーシャルワーク・プラクティスの枠組み

ストラクチャラル（構造的）・ソーシャルワーク・プラクティスの枠組みを示めているその目次を見ておこう（表 ）。

表（ ）『ソーシャルワークと社会正義：プラクティスへの構造的アプローチ（*Social Work and Social Justice: A Structural Approach to Practice*）』（2004年）の内容

Contents（目次）

Chapter 1: Social Work, Social Welfare, and the Global Economy

ソーシャルワーク、社会福祉とグローバル経済

Chapter 2: Historical Developments in Social Work

ソーシャルワークの歴史的発展

Chapter 3: Structural Social Work: Theory, Ideology, and Practice Principles

構造的ソーシャルワーク：理論、イデオロギー、プラクティス原則

Chapter 4: The Importance of Inequality and Social Location

不平等と社会的位置の重要性

Chapter 5: Ethical Practice

倫理的プラクティス

Chapter 6: The Helping Process: Assessment and Intervention

援助過程：アセスメントとインターベンション

Chapter 7: Facilitating Empowerment and Change

エンパワメントと変革の促進

Chapter 8: Use of Groups for Empowerment and Support

エンパワメントと支持のためのグループの利用

Chapter 9: Community-Based Social Work Practice

コミュニティ基盤としたソーシャルワーク・プラクティス

Chapter 10: The Workplace, Professional Associations, and Union Membership

実践領域、プロフェッショナル協会、団体メンバーシップ

Appendix A: Universal Declaration of Human rights

国連人権宣言

Appendix B: Canadian Association of Social Workers Code of Ethics

カナダ・ソーシャルワーカー協会倫理綱領

Appendix C: National Association of Social Workers Code of Ethics

全米ソーシャルワーカー協会倫理綱領

以下は、第3章「構造的ソーシャルワーク：理論、イデオロギー、プラクティス原則」、第4章「不平等と社会的位置の重要性」、第6章「援助過程：アセスメントとインターベンション」を取りあげて議論する。構造的ソーシャルワーク・プラクティス理論の基盤となるアペンディックスA「国連人権宣言」とアペンディックスC「全米ソーシャルワーカー協会倫理綱領」は、邦訳をつけて章末に[付録1]と[付録2]として添付しておく。

2. ストラクチャル（構造的）・ソーシャルワークの理論とプラクティス原則

ルンディは、その第3章に「構造的ソーシャルワーク：理論、イデオロギー、プラクティス原則（Structural Social Work: Theory, Ideology, and Practice Principles）」（原書、p 48-70）を述べている。その内容を項目別に示しておこう（表 ）。

表（ ）「ストラクチャル（構造的）・ソーシャルワーク：理論、イデオロギー、プラクティス原則」の内容（Structural Social Work: Theory, Ideology, and Practice Principles）（原書、pp. 48-70）

1. Theory, Model, and Approaches（理論、モデルとアプローチ）
2. Taking Ideology into Account（イデオロギーを取り入れる）
3. Organizing Frameworks（組織的枠組み）
4. Structural Social Work（構造的ソーシャルワーク）
5. The Role of Social Structures（社会構造の役割）
6. Social Justice and Human Rights（社会正義と人権）
7. Principles and Practices of Structural Social Work（構造的ソーシャルワークの原則とプラクティス）
 1. Defense of the Client（クライアントの防衛）
 2. Collectivization（協働化）
 3. Materialization（ニード・資源充足化）

4. Increasing Client Power in the Worker-Client Relationship (ワーカー・クライアント関係におけるクライアントの力を高める)

8. Summary (要約)

3. ストラクチャル (構造的)・ソーシャルワーク (Structural Social Work)

ストラクチャル (構造的)・ソーシャルワーク・プラクティス理論を理解していくうえで前提となることに、「人びとが直面している出来事や問題は、広く社会的、政治的、経済的状况に根付いていると、われわれは見ている」が、実は、同時に「ソーシャルワーカーが提供するほとんどの“援助 (help)”は、個別レベル (an individual level) のものであり、問題は広範な社会構造的な問題 (social structural problem) を反映しているというより個人的 (personal) なものである」(p 56) と、ルンディは述べている。

そこで、“プラクティス”において、以下の二つの側面を同時に考える必要がある。それは、以下のように説明されている。「個人的トラブル (personal trouble) と公的出来事 (public issues) との顕密な関連は、セラピーやカウンセリングを通しての個人的変革 (personal change) をソーシャルワーク・プラクティスの目標とするか、アドボカシーと活動 (activities) を通しての社会変革 (social change) を目標とするか、に反映してくる。」「それはまた、ケースワーク対コミュニティ・オーガニゼーションと開発 (development)、そして社会政策の実現 (implementation of social policy) における役割の葛藤がある」と述べている。また、“ミクロ”と“マクロ”におけるソーシャルワーク・プラクティスの問題もつけくわえている。

そのようなソーシャルワーク・プラクティスのもつ二つの側面において、ストラクチャル・アプローチの意義を説明している。「ソーシャルワークへのストラクチャル・アプローチは、個人的なこと (the personal) と社会的なこと (the social)、その個人 (the individual) とその地域 (the community) といった二重性 (duality) に橋渡しをするものであり、そして、一般的には支えとなり、あるいは社会問題を引き起こすこととなる社会構造 (social structure) と社会過程 (social process) の枠組みにおける多様な対象者 (diverse populations) を、ソーシャルワーカーが理解することを提供するものである。」(原書、p 57)

4. ソーシャルワークへの社会構造の役割 (The Role of Social Structures)

1) ソーシャル・ストラクチャー (社会構造) のダイナミックな定義

ルンディは、「ソーシャル・ストラクチャーのダイナミックな定義」(原書、p 59-60) を行っている。まず、ストラクチャル・ソーシャルワークにとって、社会構造の特質と役割は、中心的なことがらであるが、ソーシャルワークの過去の文献において、その構造を静的 (static) なものとして捉える傾向があることを指摘している。クレメント (Wallace Clement, 1984年) を引用して次のように述べている。「社会構造 (social structure) は、力 (power) と反抗 (resistance) とが造り出すダイナミックな結果 (products) であ

る；統治 (domination) と闘争 (struggle) がその歴史の原動力 (motor) である。言い換えれば、どのような社会形式 (social formation) の構造であれ、そのときの階級 (class) と社会闘争 (social struggle) の複雑な結果なのである。」(ルンディ、2004年、p 59) そこで、次のようなダイナミックな定義を与えている。「国、資本、労働を含むカギとなる体制 (key institutions) の三者間 (among) の、あるいは二者間 (between) の永続する関係 (enduring relationships) の集合 (sets) として……。社会構造 (social structure) とは、人びとの間の関係の結果 (the product of relation) であるという意味で社会的 (social) なものである；制度 (institutions) としてよく知られている、その中にみられる関係 (relationship) の比較的安定した秩序 (a relatively stable ordering) という意味においての構造 (a structure) である。社会構造とは、家族のように親密なものもあり、イデオロギーに基づいている場合もある、そして家父長のしきたりのようなもの、あるいは生産モード (社会が物資を生産し、再生産する方法。カナダの例は、資本主義 (capitalism) を通して行われる) のような抽象的なものもある。」(原書、p 59)

2) 具体例

ソーシャルワーク・プラクティスに関連して、「ソーシャルワーカーは、以上のことを頭に入れて、個人の問題やニーズに対応するだけでなく、クライアントの問題の原因となっているかもしれない、あるいはクライアントのニーズを充たすために妨害となっているかもしれない、その制度的形式 (institutional formation) と社会関係 (social relationship) にも対応するストルクチュラル・アプローチを用いる。」(原書、p 59) ストラクチュラル・アプローチに関する具体例を二つあげている。

具体例 1.

男性パートナーから物理的な暴行を受けている女性を援助するケースにおいて、彼女の社会的、人種的、そして、エスニシティ、年齢、能力と障がい、出身についての理解とともに、どのようにそのような要素と性別の不平等が彼女の状況に影響しているかを理解することは、より良いアセスメントを提供することになるであろうし、専門家としてのソーシャルワーカーの対応を示してくれることになる。たとえば、失業中の男性とのパートナー関係にある女性、あるいは、家族収入が1万5千ドル以下の女性は、その男性パートナーから暴力を受けやすくなる傾向があることが知られている。そのような状況において、男性の家長的な考え方は、非常に少ない経済的資源しか持たない家族を支えるために戦っている多くのカップルがかかえている緊張とストレスを増長することになる。また、その女性が仕事についていないか、あるいは経済的自立をしていないならば、安心と安全の選択肢へのチャンスは少なくなる。シェルターを去った女性は、虐待するパートナーのところにもどっていくことになる。なぜなら、彼女自身と子どもたちを養えないからである。(原書、p 59)

具体例 2.

アボリジニでありブラックである女性は、サービス提供者から差別 (discrimination) や人種差別主義 (racism) を経験したことがあるかもしれない。そして、多くの女性は、家族、学校、政府、司法、そして教会といった社会構造 (social structure) において広く存在している性差別 (sexism) に直面したことであろう。障がいをもった女性は、シェルターを利用できにくいことで、その脆弱性 (vulnerability) が増すことになる。女性として、彼女はまた、彼女自身に対し、パートナーや他の家族のメンバー、そして彼女が出ていくところ、あるいは彼女が所属するその社会制度 (social institution) と社会構造 (social structure) から、ステレオタイプと否定的メッセージ受け取り、自分自身のなかに内在化する (internalized) ことになるかもしれない。(原書、p 59-60)

3) ストルクチュラル・アプローチを用いたソーシャルワーク・プラクティス

ルンディは、以上のストルクチュラル・アプローチを用いたソーシャルワーク・プラクティスについても触れている。「いくつかの抑圧的要因 (oppressed factor) があっても、その女性の強さ (woman's strength) と、いかにこれらの力の衝撃から生きのこるか (survive) ということを見出していくことが重要である。」そして、「彼女に、制限を与えている、あるいはチャンスにあたえることになる彼女の特異な状況 (particular situation) と社会的要因 (social factor) を理解することで、われわれ (ソーシャルワーカー) は、彼女が必要とする専門的サポートを与えることができる (原書、p 60)」と述べている。

ソーシャルワーク・プラクティスにおいて、クライアントに対することだけでなく、他の人びととの関係をつくりあげていくことの重要性も指摘している。「ソーシャルワーカーとしてのわれわれの活動 (our action) と、多くの他の人びと合同 (in conjunction with many other people) することによって、われわれは、それぞれの相互関係 (interaction)、争い (conflict)、そして矛盾 (contradiction) のある社会構造を保持し、あるいは変革していくことが、社会の弁証的理解 (a dialectical understanding of society) の仕方の一部である。」(原書、p 60)

5. 社会正義 (Social Justice) と人権 (Human Rights)

ストラクチュラル・ソーシャルワーク・プラクティス理論を考える上で、そのソーシャルワーク・プラクティス理論の基盤にある専門職としての使命であり原則、そしてその価値と倫理を考えなければならない。ルンディは、「社会正義と人権」(原書、p 60-62) の中で説明を加え、その重要性を指摘している。ルンディは、「不正義 (injustice) と不平等 (inequality) は、人びとの基本的人権 (the basic human rights of people) を侵害するものである」と述べ、1948年、国連において『人権宣言 (The United Nations "Universal Declaration of Human Rights")』が、経済的、文化的、社会的権利のための共通基準として採択されたことを記している ([付録1])。全米ソーシャルワーカー協会 (The National

Association of Social Workers (N.A.S.W.) は、この人権宣言を支持し、その倫理綱領の中の価値として明記されている ([付録2])。基本的人権の内容を要約して示している (表)。

表() 基本的人権の内容

-
- 1) The right to a standard of living that is adequate for the health and well-being of all people and their families, without exception, and the essential resources to meet such a standard
例外なく、すべての人びととその家族の健康と幸福が充たされるスタンダード・オブ・リビングの権利
 - 3) The right to adequate food and nourishment
食料と栄養状態が充たされる権利
 - 4) The right to adequate clothing
衣服が充たされる権利
 - 5) The right to adequate housing
住居が充たされる権利
 - 6) The right to basic health care
基本的な健康的ケアを受ける権利
 - 7) The right to an education
教育を受ける権利
 - 8) The right to security in the event of unemployment, sickness, disability, widowhood, old age, or other lack of livelihood beyond one's control
失業、病気、障がい、寡婦となるときの社会的保障の権利
 - 9) The right to necessary social services
必要な社会サービスを受ける権利
 - 10) The right not to be subjected to dehumanizing punishment.
非人道的刑罰を受けない権利
-

(原書、p 61 - 62 から作成)

以上は、「基本的人権」と「社会正義」とは何か、ということが示された。次に、ソーシャルワーク・プラクティスにおいて見られる、クライアントが直面する「人権侵害」と「社会不正義」について、ルンディは範疇化し、それを説明している。表 () にして示しておこう。

表 () 人権侵害と社会不正義

Poverty (貧困)

Homeless (“ホームレス”)

Social exclusion (社会的排除)

Battering (暴力)

Discrimination (差別)

Exploitation (搾取)

(原書、p 62から作成)

6. 不平等と社会的事由 (The Importance of Inequality and Social Location)

社会構造としての“人権侵害”と“社会不正義”について述べてきた。その社会構造の中に、上に述べた“貧困”“社会的排除”“差別”“搾取”等が、なぜつくりだされてくるのであろうか。次に、原因や要因を考えてみよう。社会構造としての“人権侵害”や“社会不正義”としては、(一般の)人びとの(意識/こころ)中にうまれてくる“差別(感/意識)(discrimination)”と、社会制度として法律や条例として明記される“(社会的)排除(social exclusion/segregation)”がある。

この考えをすすめるうえで重要になる『世界人権宣言』の第1条と第2条を見ておこう。第1条において「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と記され、第2条に「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」ことが明記されている。

裏を返して言うと、この人権宣言が示していることは、“現実”の人間社会においては、「すべての人間は、・・・尊厳と権利とについて平等である」とは言えないし、「・・・いかなる事由による差別をもうけることなく、・・・権利と自由とを享有することができる」状況にはない、ということである。つまり、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地(出自)その他の地位又はこれに類する事由」によって、“貧困”“社会的排除”“差別”“搾取”等が、人間社会を構成する現実の人びとの間に生まれ、“人権侵害”と“社会不正義”の社会構造が形づくられていくことを示唆している。

ルンディは、「不平等と社会的事由の重要性 (The Importance of Inequality and Social Location)」(原書、p 71-90)の最初に、次のように述べている。「構造的な不正義と不平等(structural injustice and inequality)についての批判的気づき(a critical awareness)は、多様な人びと(diverse population)への配慮、そして、不平等、搾取、そして差別に対抗することを我々が理解するたすけとなる。日常の個々人に影響している複合する社会的要因を理解することからはじめよう。」(原書、p 71)そして、“複合する社会要因”について、その例として、“ソーシャルワーカーが、その社会の中でパワー(power)をもつ人と関係を持っている人びと(powerful people)はだれか?(あるいは、パワーを持っている人と関係を持っていない人びと(powerless/oppressed people)はだれか?)”を見出すた

めの「“パワー・フラワー (flower power)”・演習」を例として示している。

その“花”は次のように説明されている。「“パワー・フラワー (flower power)”・演習は、最初、人種差別をしないようになるための訓練として開発されたものであり、“ソーシャルワーカーが、その社会の中でパワー (power) をもつ人と関係を持っている人びと (powerful people) (あるいは、powerless/oppressed people) はだれか?”を見つけ出すための道具 (花の図) である。」そのカテゴリーである社会的事由の項目だけを、表 () に示しておく。

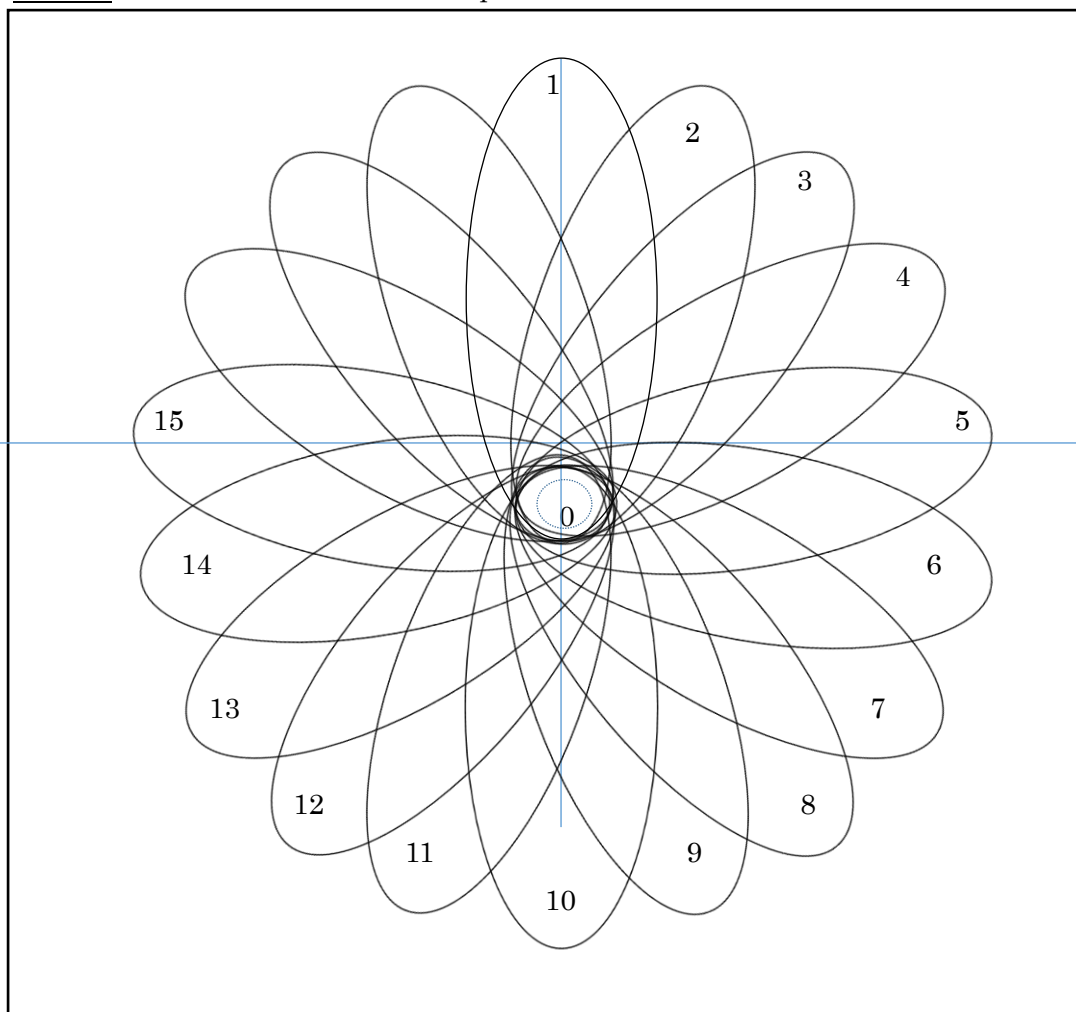
表() “パワー・フラワー (flower power)” の社会的事由となる項目

0. A Person/Human Being/People (人 (間) /人々)

1. Sex (性別)
 2. Race (人種)
 3. Ethnic Group (民族)
 4. Language (言語)
 5. Religion (宗教)
 6. Family (single? nuclear?) (家族形態 (未婚? 既婚?))
 7. Social Class (社会階級)
 8. Age Group (年齢)
 9. Education (教育)
 10. Human/Non-human
 11. Ability/Disability (障がい)
 12. Relationship to the Natural World
 13. Geographic Region (origin) (出身地/出自)
 14. Geographic Region (current) (居住地)
 15. Sexual Orientation (性的指向)
-

その“パワー・フラワー (flower power)”を簡略化して作成したものが、図 ()である。

図 () “パワー・フラワー (flower power)” の簡略図



ルンディは、「演習」の例をあげている。「参加者は、対象となる人（人びと）は、どの花びら、つまり、社会の中の他のメンバーの経済的、政治的、社会的参加をコントロールしている社会のドミナント・グループ (dominant group)、と関連があるかと問われる。一般的には、ドミナント・グループは、白人 (white)、男性 (male)、ヘテロセクシャル (異性愛者) (heterosexual)、上流クラス (upper class)、中年 (middle-age)、そして健常者 (able-bodied) の人びとである。」(原書、p 71) つまり、それ以外の花びらに属する人びとは、たとえば、白人ではなく、女性で、同性愛者、下層の人、子どもや高齢者、そして、障がいや病気がある人びとは、少数者 (minority) であり、パワーレス (powerless people) であり、オプレッスド・ピープル (oppressed people) におちいる傾向があると、この演習を通して理解することができるようになることである。

7. ストラクチュラル (構造的)・ソーシャルワーク・プラクティスの原則

以上の議論を通し、ルンディは次のようにまとめている。「ソーシャルワーカーは、人び

とが直面している貧困 (poverty)、ホームレス (homeless)、社会的排除 (social exclusion)、暴力 (battering)、差別 (discrimination)、そして搾取 (exploitation) という非道を、最初に目撃することになる。そこで、社会正義と人権にコミットメントすることが、ストラクチャル (構造的)・ソーシャルワークのプラクティスに情報をあたえてくれることになる。」(原書、p 62)

先に、ルンディは、従来のソーシャルワーク・プラクティスとコンストラクチャル (構造的)・ソーシャルワークとの違いについて述べている。伝統的なソーシャルワーク・プラクティスは、二つに大きく分けられる (原書、p 62)。

伝統的ソーシャルワーク・プラクティス

直接サービス (direct service)

- ・個人へのプラクティス (individual practice)
- ・家族へのプラクティス (family practice)
- ・集団へのプラクティス (group practice)
- ・地域へのプラクティス (community practice)
- ・他のサービスの紹介・依頼 (providing referral)
- ・アドボケイト／代弁 (advocating)

間接サービス (indirect service)

- ・ソーシャル・ポリシーの分析と開発 (social policy analysis and development)
 - ・プログラム開発 (program development)
 - ・ソーシャル・ポリシーとアドミニストレーション (social administration)
-

伝統的ソーシャルワーク・プラクティスにおけるこの二分割性 (division) についてルンディは疑義を唱えている。「ソーシャルワークへのストラクチャル・アプローチは、この分割を人工的 (artificial) なものであると考える。ほとんどのソーシャルワーカーにとって、知識と専門的技術 (expertise) は、そのように簡単に二極化 (polarized) できるものではない。」(原書、p 62) そして、二つの具体例をあげている。

一方では、児童保護ワーカー (child protection worker) として、直接サービス役割 (direct service role) に、専門の介入技術 (intervention skill) をもってソーシャルワーカーが従事していくとともに、他方では、そのワーカーは、クライアントのことに関連している、あるいはワーカーのかかわり (intervention) への機会を制限することになる政策や法律についての考えをはたらかせると同時に、危機におかれている児童と若者について、頭の中で考え (conceptual understanding) をめぐらすことになるであろう。

地域健康センター (community health center) の管理主任 (executive director) は、政策作成の専門技術を用いるとともに、社会福祉と社会正義への配慮に対応して、地域への関心

とダイレクト・プラクティスへの関心と方策をも用いるであろう。

次に、伝統的ソーシャルワーク・プラクティスに対して、「コンストラクチャル（構造的）・ソーシャルワーク・プラクティスの原則とプラクティス（Principles and Practices of Structural Social Work）」（原書、p 62-67）を提示している。先ず、その5つ目標／原則を表（ ）に示し、それぞれを説明してみよう。

表（ ）コンストラクチャル（構造的）・ソーシャルワークの目標／原則とプラクティス
（Five Goals of Structural Social Work Practice (Colleen Lundy (2004, pp. 62-67))

1. クライエントの権利を守る（Defense of the Client）

ソーシャルワーカーは、クライエントの資格と権利を守る援助を行い、“ほとんどの場合そうであるが、その困惑し非友好的な制度に対して、自ら防衛する”よう、クライエントを促す。クライエントとの同盟とアドボケイトとして、ソーシャルワーカーは、資格と権利、そして機関が持っている社会資源とその組織に関する情報を与え、考えを訴え、手紙を書き、会合にクライエントを同伴し、そして、時には、抑圧的な機関の政策と提案を覆し、反対する。

2. クライエントが他の人びととつながりをもてるようにかかわる（Collectivization）

この目標は、いかにクライエントの困難を他の人と共有し、孤立と阻害をできるだけ減少させるか、ということについて、クライエントに情報を提供することである。このことは、クライエントをサポート・ネットワークにつなげていき、孤立を減少することによって、問題を正常化していくことで成し遂げられる。それと同時に、ソーシャルワーカーはまた、協同行動をとおしての社会変革の必要性がある場合、個人的解決の限界にクライエントが疑問をもてるよう、そのことを認識し援助する。

3. 目に見えるかたちの具体化を行う（Materialization）

具体化分析は、ストラクチャル・ソーシャルワークの基本的考え方であるが、人びとが生活しているもと、そして、自分自身の知覚に影響を与え、そして、人びとが経験する問題ともなる具体的状況に関する一つの理解の仕方である。クライエントの状況や特殊な問題に関するアセスメントは、できるだけ多くの社会資源を得ることによっておこなわれる。それらは、シェルター、お金、食糧、ソーシャル・サービスといった“ハード”な資源と、たとえば、尊敬、ケア、社会的に認められることといった“ソフト”な資源がある。

4. ワーカー-クライエント関係を通し、クライエントが自らパワーを高めていけるようにかかわる（Increasing Client Power in the Worker-Client Relationship）

クライエントとワーカーのパワーの違いを少なくしていくために、また、“クライエントの尊厳と自主性を尊重すること、もっているストレングスを評価すること、専門的役割の範囲を表明すること、明確な契約を行うこと、距離を近づけること、介入における

合理性を享有すること、自助を奨励すること、グループを利用すること、そして、自己開示を行うことは、援助関係に不可欠であり、そのことによって援助関係を深めていくことができる。この過程に、クライアントのファーストネームを用いること、そして、雇い入れることでソーシャルワーカーの役割を分ってもらうこと、クライアントについて何が語られ、何が記録されているか、クライアントが見ることができことを保証すること、そして、秘密保持を守ることを、つけ加えることができる。目的、目標、課題を明確にする契約書の利用は、関係を的確に位置付けることになる。クライアントのエンパワメントを、あるソーシャルワーカーは次のように表現している。

・・・それらの問題を解決しているのは私ではありません。クライアント自らが解決しているのです。ただし、わたしはエネルギーをつないでいくひとつの触媒 (catalyst) であることで、クライアント自らが理解を深めていっているのです。他の人びとの問題を、わたしが背負ってあげようとしているではありません。わたしは、クライアントが問題を引き受け、また、クライアントが解決を見い出せるようクライアントをエンパワーしたいです。(原書、p 66)

5. 個人変革をとおしてクライアントのパワーを高める (Enhancing the Client's Power Through Personal Change)

クライアントの個人変革のソーシャルワーク・プラクティスは、「・・・社会的文脈 (the social context) からの (クライアントへの) 強い影響をワーカーは認識してはいるが、クライアント個人の自己破壊的であり、そして／あるいは他の人を破壊しようとする考え、感情、そして行動を変えていくためのクライアントの潜在的力 (ポテンシャル (the client's potential)) を最大化 (maximize) することを目的とするものである。」(原書、p 66) クライアント自身の個人的問題を、社会的文脈の中で関係付ける批判的判断力 (a critical understanding) を身に着けるようにクライアントをアシストし、その個人的目標の解決に向けてクライアントを支えていくことで、クライアントのストレングスを見つけ出し、そのクライアントの強さとコミュニケーション (会話) していくことによって、この5つ目の原則／目標は達成される。また、クライアントの環境 (circumstance) を変えていく可能性をひろげる人びとと結びつくことによって、クライアントの状況 (situation) について、その人びとが理解していけるよう、ソーシャルワーカーは、その人びとにはたらきかけることができる。

(原著から文章を邦訳し作成した)

8. ストラクチャル (構造的)・ソーシャルワーク・プラクティスの援助過程：アセスメントとインターベンション (The Helping Process: Assessment and Intervention)

ルンディは、第6章においてストラクチャル (構造的)・ソーシャルワーク・プラクテ

イスの「援助過程：アセスメントとインターベンション (The Helping Process: Assessment and Intervention)」(原書、p 11-127) について説明している。その項目を、表() に示しておこう。

表() 援助過程：アセスメントとインターベンション (The Helping Process: Assessment and Intervention)

-
1. 機関に所属する専門職としてのプラクティス (Agency Context)
 2. 個人的、政策的チューニング・イン (Personal and Political Tuning-In)
 3. 専門的援助関係 (The Helping Relationship)
 4. アセスメント (The Assessment)
 5. ヒューマン・ニーズと人権 (Human Needs and Human Rights)
 6. アセスメント様式 (Assessment Format)
 7. アセスメント・ツール (Assessment Tools)
 8. コンタクト (The Contract)
 9. 終了インタビュー (Ending Interview)
-

以下、以上の項目の中の、1)「機関に所属する専門職としてのプラクティス (Agency Context)」、2)「個人的、政策的チューニング・イン (Personal and Political Tuning-In)」、3)「専門的援助関係 (The Helping Relationship)」、4)「アセスメント (The Assessment)」について説明する。

1) 機関に所属する専門職としてのプラクティス (Agency Context)

ソーシャルワーカーは、慈善組織 (COS) の中ではたらく友愛訪問員を源として専門性を確立してきたという経緯がある。現代の多くのソーシャルワーカーは、プライベート・プラクティスもあるが、公的、あるいは私的な社会機関 (social agency) に所属し、その中でプロフェッショナル・サービスであり、プロフェッショナル・プラクティスを行うようになってきた。上述してきたように、クライアントが社会構造の文脈の中で理解される必要があるように、ソーシャルワーク・プラクティスも、社会構造の中で、また、所属する社会機関の枠組みにおいて理解する必要がある。

ルンディは次のように述べている。「ソーシャルワーカーは、たとえば、家族機関、病院、刑務所、グループホーム、シェルター、そして、コミュニティーセンターといった多彩で多様な機関においてプラクティスを行っている。ソーシャルワーク・プラクティスの場所にかかわらず、ソーシャルワーカーは、個人と家族への専門的援助過程にかかわり、多くの場合、その状況、社会資源、そしてサポート・ネットワークに関するアセスメントを行い、行動計画 (a plan of action) や治療的契約 (therapeutic contract) を話し合ってきたし、ソーシャルワーク・プラクティスに向けての事前のサポートをおこなってきた。」(原書、p 111)

自分自身の困難に対応するのに必要な人的、あるいは物質的な資源をもっていないとき、あるいは、法律的な命令によって、あるいは個人の意思で専門的支援を求めるとき、その個人や家族はソーシャルワーク機関を訪ねてくる。かれらが援助を求める決心することは容易なことではないし、決心して機関を訪ねてきたときには、その多くの人は緊張して不安である。そのために、受付を行う人(receptionist)は、個人とその家族との最初の出会い(contact)となるので、彼、あるいは、彼女は歓迎され(welcoming) 尊敬され(respectful) なければならない。

2) 個人的、政策的チューニング・イン (Personal and Political Tuning-In)

ストラクチャル・ソーシャルワーク・プラクティスにおける“チューニング・イン(波長合わせ)”の重要性を指摘するとともに、ルンディは次のように定義している。「その人(人びと)と問題状況に関する個人的な先入観、気持ち、関心に、ソーシャルワーカーがふれあうことによっておこなわれる準備過程の一つである。(Tuning-in is a preparation process by which the social worker gets in touch with personal biases, feelings and concerns regarding the person(s) and problem situation.)」(原書、p 112) また、シュワルツ(William Schwartz)を引用して、「準備的共感をつくりだしていく一つのアプローチとしての“波長合わせ”(“tuning-in” as an approach for developing preparatory empathy)」と述べている。面接(インタビュー、interview)で明らかにされていくことへの予期、ソーシャルワーカーをして、より感受性ある傾聴者であり、効果的プラクティショナーであるように準備することが求められる。

3) 専門的援助関係 (The Helping Relationship)

すべてのソーシャルワーク援助は、ソーシャルワーカーとクライアントの治療的關係(a therapeutic relationship)の枠内で展開する。積極的な関係を最大限発展させるソーシャルワーカーは、“尊敬、関心、興味、思いやり、信頼、親しみ、謙遜、同情、温かさ、感心、共感、受容、哀れみ、理解、支持、元気づけ、忍耐、慰め、気遣い”をする人である。初回の会合の最初の数分が関係を発展していくことで、最も重要なことである。挨拶と紹介をしている間、クライアントは、ソーシャルワーカーが自分を援助するために信頼できる人であるかどうか、クライアントは綿密に観察するでしょう。そこで、むしろ秘書によって、クライアントと家族が部屋に案内されてくるのを待っているより、ソーシャルワーカーが待合場所に出て行って、自ら紹介し、あたたかくクライアントを迎え、そして、招き入れることの方が望ましい。家族と会っているソーシャルワーカーは、呼んでほしいと思うひとりひとりの名前を聞き、正しい発音を覚える時間をとり、そのひとりひとりとつながることによって、開始していくことができる。その目標は、話し合いの基礎となる関係を築くためであり、援助関係を気軽なものにしていくことで、ソーシャルワーカーのパワーは減少し、クライアントのパワーは高まる。

一般的に、最初の面接において、紹介の後、機関についてと、サービス利用者が利用できるものが何であるか、ソーシャルワーカーは、次のようにクライアントにつたえることである。「あなたのことについてお聞きする前に、この機関についてと、どのように援助していくか、わたしたちから何が期待できるか、といったことを話す時間をとりましょう。」それから、ソーシャルワーカーは、機関の中でのソーシャルワーカー自身の役割、そして、必要であれば、この機関のこと、利用できる資源のこと、そして、クライアントの権利と資格についての情報を提供する。サービス契約 (the service contract) は、その機関の義務と機関とクライアントの関係を明確にする最初の両者の同意 (the initial agreement) である。クライアントは、面接 (アポイントメント) の長さ、サービス料、そして、機関が開いている時間と関連する機関の方針について知らされる。サービス契約は、一般的にインテイクの時か、あるいは初回面接に先立って行われる。一度、これらの初期手続きが議論されると、アセスメントの過程を開始する。

4) アセスメント (The Assessment)

ソーシャルワーク・アセスメントは、契約の最初の数分から始まっているし、電話で行われるかもしれないし、日程が決められた面接 (アポイントメント) の一対一面談において、あるいは、危機の状況において、それは15分から一時間以上の時間をとって行うことができる。アセスメント過程は、プラクティスの場面によって違うであろうし、ソーシャルワーカーが会っている人が、一人なのか、カップルなのか、あるいは家族なのかによっても異なるであろう。面接は、援助を受ける人のために開始するものであって、援助している人のためのものではない。そして、ソーシャルワーカーは、“クライアントがいるところから始める (begin where the client is)” ことであり、クライアントの関心に対応することが重要なことである。援助の過程 (the of helping) は、アセスメントそして行動 (assessment and action)、行動そしてリフレクション (action and assessment)、そして、ふたたび、アセスメント (assessment) からなりたっている。アセスメント場面において、“その問題 (the problem)” の経緯 (a history) を得ることに焦点化しやすいということがある一方で、強さ (strength) を見出し、解決策 (solution) への焦点化、過去に成功したこと、そして将来にも可能であると思われることに焦点化することが、同じように重要である。

[付録1] 世界人権宣言

Universal Declaration of Human Rights (世界人権宣言)

Article 1:

All human beings are born free and equal in dignity and rights. They are endowed with reason and conscience and should act towards one another in a spirit of brotherhood.

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない

い。

Article 2:

Everyone is entitled to all **the rights** and freedom set forth in this Declaration, without distinction of any kind, such as race, color, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.

すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

Article 3:

Everyone has **the right** to life, liberty and security of person.

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

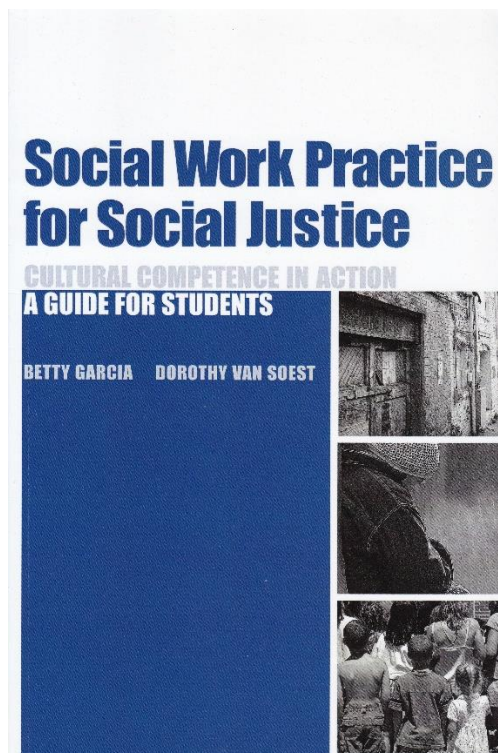
文 献

- ・ Colleen Lundy (2004). *Social Work and Social Justice: A Structural Approach to Practice*. Broadview Press.)
- ・ Colleen Lundy (Second Edition) (2011). *Social Work a, Social Justice, & Human Rights: A Structural Approach to Practice*. University of Toronto Press.)
- ・ Bob Mullaly (2007). *The New Structural Social Work*. Oxford University Press.)
- ・ Clement, Wallace. "Canada's Social Structure: Capital, Labor, and the State." *Modern Canada 1930-1980's*. Ed. Michael S. Cross and Gregory S. Kealey. Toronto, ON: McClelland and Stewart, 1984. 81-101.)

(『ソーシャルワーク・プラクティス』原稿から作成)

資料8 **社会正義**のためのソーシャルワーク・プラクティス学生ガイドブック：全米ソーシャルワーク学校協議会発刊

Betty Garcia and Dorothy Van Soest (2006). *Social Work Practice for **Social Justice**: Cultural Competence in Action*. Council on Social Work Education, Inc.



目次

Contents

- 第1章： 基礎：**社会正義**を理解する
Chapter 1. The Foundation: Understanding Social Justice
- 第2章： 文化的コンピテンス・ソーシャルワーク・プラクティスの枠組み：
文化的多様性と**社会正義**の統合
Chapter 2. A Framework for Culturally Competent Social Work Practice:
Uniting Cultural Diversity and Social Justice
- 第3章： 鍵概念と定義
Chapter 3. Key Concepts and Definitions
- 第4章： 社会的・人種的アイデンティティー
Chapter 4. Social and Racial Identity
- 第5章： 総括：ケース・スタディー
Chapter 5. Pulling It All Together: A Case Study
-

REFLECTION EXERCISE 1.1 FAIRNESS AND JUSTICE

Throughout our lives, often beginning at a young age, we hear expressions such as: “That’s not fair” “You’re not playing fair!” and “Life is so unfair!” Such expressions usually coincide with disappointment or when something bad happens to us or to someone we care about. The expression is perhaps a manifestation of a belief that life is, indeed, not fair, at least not to us at that moment. Underlying any expression about fairness is a social justice perspective, as each of us has one whether or not we know what it is.

As we are growing up, we received many messages about fairness and justice. Take a few minutes to recall some of those messages. You may remember a particular situation in which you learned a lesson about what was fair or unfair, just or unjust. What did you learn from the situation? What did the adults around you (parents, other caretakers, teachers) teach you about fairness? How do you carry those messages with you today? Which do you hold on to? Which ones have you discarded?

(本書 5 ページ)

REFLECTION EXERCISE 1.2 RIGHT AND PRIVILEGES

Take some time to write your responses to the following questions:

1. What are rights? What do people have a right to (i.e., what do people deserve just because they’re human beings)?
2. What are privileges (i.e., what do people deserve because they have earned it)?

(本書 5 ページ)